

## 新企画「ものまね王座決定戦」出場者大募集！

今年も、町の一大イベントである「2019いばらきまつり」を11月4日（月・祝）に開催します。新たな企画として実施する「ものまね王座決定戦」では、出場者を募集しています。ものまね初心者でも大歓迎！！奮ってご応募ください。

- ▶ **応募要件**
- ・町内に在住、在勤または在学の方
  - ・性別、年齢、プロアマ不問
  - ・個人でもグループでも参加可
  - ・ジャンルは自由、持ち時間は、一人（グループ）5分以内
- ▶ **応募方法** 内容がわかるもの（動画等）を持参のうえ、茨城町商工会窓口にてお申し込みください。
- ▶ **募集締切** 9月30日（月）まで
- 【問合せ先】

2019いばらきまつり実行委員会事務局  
 茨城町商工会 ☎029-292-5979  
 茨城町商工観光課 ☎029-240-7124（直通）

## いばらきマリッジサポーター 結婚相談会

「いばらきマリッジサポーター」による結婚相談会を下記のとおり開催します。結婚を希望される本人、ご家族、どなたでもお気軽にご相談ください。相談会当日は、ご本人のプロフィールがなくともマリッジサポーターが持参している数多くの「写真付きプロフィール」を閲覧することができます。ただし、閲覧した「写真付きプロフィール」の中から理想のお相手を見つけお見合いを申し込む場合は、ご本人のプロフィールが必要となります。プロフィールが作成されていない場合は、その場で作成することも可能ですので、ご自身の上半身の写ったお写真（7cm×10cm）をご持参ください。

**日時** 10月20日（日） 午前10時～午後3時  
**場所** 茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」 2階 多目的室 **参加費** 無料  
**主催** マリッジサポーター県央地域活動協議会、茨城県、（一社）いばらき出会いサポートセンター  
**協力** 茨城町

※マリッジサポーターは茨城県知事より委嘱を受け、ボランティアで結婚支援を行っています。

【問合せ先】 社会福祉課 ☎ 029-240-7112（直通）

## 夕暮れは 明るい服と 反射材

## 秋の全国交通安全運動 9月21日（土）～30日（月）

秋口における日没時間の急激な早まりに伴い、夕暮れ時や夜間には、重大事故につながるおそれのある交通事故が多発し、歩行中・自転車乗車中の死亡事故が増加する傾向にあります。交通ルールの遵守と正しいマナーを実践し、交通事故の防止に努めましょう。

### 確認しよう！ 運動の重点

- ・子供と高齢者の安全な通行の確保
- ・高齢運転者の交通事故防止
- ・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止
- ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶



【問合せ先】 町民協働課 ☎ 029-291-8802（直通）

## インフルエンザ予防接種を受けましょう

町では、10月から小児・高齢者のインフルエンザ予防接種の助成をします。対象の方には予診票を郵送します。予診票を持参せずに直接医療機関を受診された場合、助成の対象となりませんのでご注意ください。

次に該当する方には予診票を発行しますので、健康増進課までご連絡ください。

- ①予診票を紛失された方
- ②9月以降に転入された方
- ③町外の小中学校に通学されている方

▶ **助成期間** 令和元年10月1日～令和2年1月31日

小児インフルエンザ予防接種（任意接種）	高齢者インフルエンザ予防接種（定期接種）
▶ <b>対象</b> 町内に住所を有し、助成期間内に1歳以上中学3年生まで	▶ <b>対象</b> 町内に住所を有し、接種日に ① 65歳以上の人 ② 60歳から65歳未満で特定の障害のある人 身体障害者手帳（内部機能障害）1級に相当する人
▶ <b>助成額及び回数</b> 1回につき1,000円を助成（2回まで） ※実施医療機関に1,000円を差し引いた額をお支払いください。	▶ <b>助成額及び回数</b> 2,000円を助成（1回限り） ※実施医療機関に2,000円を差し引いた額をお支払いください。
▶ <b>受け方</b> ①医療機関一覧（予診票に同封してあります）にある医療機関へ予約をとります。 ②接種日に医療機関へ予診票と母子健康手帳をご持参ください。	▶ <b>受け方</b> ①県内の医療機関（茨城県医師会協力医療機関）へ予約をとります。 ②接種日に医療機関へ予診票と被保険者証をご持参ください。
▶ <b>予診票</b> 未就学児には個別に郵送します。 就学児には学校を通して配布します。	▶ <b>予診票</b> 対象者には郵送します。

【問合せ先】 健康増進課（ゆうゆう館内保健センター） ☎ 029-240-7134（直通）

令和元年10月1日

## 年金生活者支援給付金制度 が始まります！

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乘せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

### ▶ 対象

- ・老齢基礎年金を受給している方  
以下の要件をすべて満たしている必要があります。
  - ✓ 65歳以上である
  - ✓ 世帯員全員が、市町村民税が非課税となっている
  - ✓ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である
- ・障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方  
以下の要件を満たしている必要があります。
  - ✓ 前年の所得額が約462万円以下である

### ▶ 請求手続き

- ①平成31年4月1日以前から年金を受給している方  
対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。
- ②平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方  
年金の請求手続きと併せて年金事務所または保険課窓口で請求手続きをしてください。

### 日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

給付金専用ダイヤル： ☎0570-05-4092（ナビダイヤル）

【問合せ先】 保険課 ☎029-240-7113（直通）

年金給付金 検索

